

一般競争入札公告

沖縄県中央食肉衛生検査所が発注する「沖縄県中央食肉衛生検査所の作業衣・白衣の洗濯業務」に係る契約について一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

なお、本契約は「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」に基づく長期継続契約とする。

令和8年2月17日

沖縄県中央食肉衛生検査所長 大城 哲也

1 入札に付する事項

- (1) 業務名称：沖縄県中央食肉衛生検査所の作業衣・白衣の洗濯業務
- (2) 業務内容：仕様書による
- (3) 契約期間：令和8年4月1日から令和11年3月31日まで（36ヶ月）
- (4) 履行場所：沖縄県中央食肉衛生検査所（南城市大里字大里2015番地）
（株沖縄県食肉センター内 中央食肉衛生検査所と畜検査員室
（南城市大里字大城1927番地）

2 入札参加資格

本件にかかる入札に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として、沖縄県発注業務からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。
- (3) 社会保険（労働保険、健康保険及び厚生年金保険）に加入する義務がある者については、これらに加入していること。
- (4) 雇用する労働者に対し、最低賃金額以上の賃金を支払っていること。
- (5) 労働関係法令を遵守していること。

3 入札に参加することができない者

次の各号に該当する者は、本件入札への参加を認めない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者に該当する者及び同条第2項各号に該当すると認められる者で、その事実があった後2年の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していない者。
- (2) 競争入札参加資格等確認申請書の提出期限の日から入札の日までの間において、沖縄県の指名停止、又は指名除外の措置を受けた者。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）又は破産法（平成16年法律第75号）に基づき、会社更生手続開始、民事再生手続開始又は破産手続き開始の申立てがなされている者。

(4) 次の各号に該当する者

- ア 暴力団、暴力団員、暴力団体関係企業・団体又はその関係者、その他反社会勢力（以下「暴力団体等反社会勢力」という。）
- イ 暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他団体。
- ウ 法人で役員のうち暴力団等反社会勢力に属する者がいるもの。

4 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所

沖縄県ホームページに掲載する。

(2) 期間

公告日から令和8年3月6日（金）まで

(3) 問合せ先

沖縄県中央食肉衛生検査所（担当：食鳥検査班 大城）

〒901-1202 南城市大里字大里2015番地

電話：098-945-3000 FAX:098-946-2690

E-mail: xx024110@pref.okinawa.lg.jp

5 入札参加資格等の確認

入札参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 県税（法人事業税、法人県民税）に関し、未納がないことの証明書

ウ 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）

※申請日の前3ヶ月以内に交付された証明書に限る。

(2) 申請書等の交付方法、交付期間

ア 交付方法：沖縄県ホームページからダウンロード

イ 交付期間：公告日から令和8年3月6日（金）まで

(3) 申請書等の提出期間

公告日から令和8年3月9日（月）まで

午前9時から12時、午後1時から5時の間（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く）

(4) 申請書等の提出方法

持参又は郵送（書留もしくは特定記録郵便による。ただし、不備がある場合、申請期間内に補正しなければならない。）により提出すること。FAX及び電子メールによる提出は受け付けない。

(5) 申請書等の提出場所

沖縄県中央食肉衛生検査所（南城市大里字大里2015番地）

(6) 入札参加資格の審査結果通知

令和8年3月11日（水）までに通知する。

(7) 資格の適用範囲及び有効期間

入札参加資格の適用範囲は、この入札に限り適用するものとし、参加資格の有効期間は、この公告に基づき資格を取得した日から契約締結日までとする。

(8) 入札参加資格審査申請事項の変更

入札参加資格を有する者は、当該資格の有効期間内に次に掲げる事項に変更があったときは、遅延なく資格審査申請事項変更届を提出しなければならない。

ア 商号または名称

イ 住所または所在地および電話番号

ウ 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）

エ 使用印鑑

オ 法人にあっては、資本金

(9) 資格の取り消し等

ア 入札参加の資格を有する者が上記2で定める要件を満たさなくなった場合又は上記3に該当するに至った場合においては、当該資格を取り消し、またはその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。

イ 入札参加資格を取り消したときは、当該者にその旨を通知する。

(10) 入札の辞退

申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合は、入札締切日時までに入札辞退届を提出すること。

(11) その他

ア 申請書等の作成に係る費用は、申請者の負担とする。

イ 沖縄県は、提出された申請書等を公表し、又は無断で他の用途に使用しない。

ウ 提出された申請書等は返却しない。

6 入札、開札の日時及び場所

(1) 日時 令和8年3月13日(金)午後3時

(2) 場所 沖縄県中央食肉衛生検査所(南城市大里字大里2015番地) 1階研修室

7 入札保証金

(1) 入札保証金の額

本入札に参加しようとする者は、見積もる金額（契約金額を契約期間の月数（36ヶ月）で除して得た金額に12を乗じて得た額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

ア 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合

イ 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期間が到来した二以上の契約をすべて誠実に履行したことを証明する書面を提出するとき。

（注1）入札保証金免除申請書（第6号様式）を令和8年3月2日(月)までに提出すること。

(2) 入札保証金の納付期限

令和8年3月12日(木)

(注1) 納入通知書を発行するので令和8年3月6日(金)までに申し出ること。

(注2) 領収書の写しを令和8年3月12日(木)までに提出すること。

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。なお、無効入札した者は、再度の入札に加わることはできない。

(1) 入札参加資格のない者のした入札

(2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札

(3) 2人以上の者から委託を受けた者が行った入札

(4) 入札書の表記金額を訂正した入札

(5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札

(6) 入札条件に違反した入札

(7) 連合その他不正の行為があった入札

(8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

(9) 代理人が入札する場合で、委任状の提出がない場合及び入札書に代理人の署名又は記名いずれかがない場合

9 落札者の決定方法

(1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格以内の最低価格の入札をした者を落札者とする。

(2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

(3) 開札をした場合において落札者がいない場合は、再度入札を行う。この場合において、再度の入札は直ちにその場で行うものとする。この場合において、無効の入札を行った者は、再度の入札に参加することはできない。

(4) 再度の入札においても、落札となるべき入札者がないときは、予定価格の制限範囲内で最低価格の入札者と随意契約ができるものとする。

10 その他

(1) 本業務は、「沖縄県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例」(平成18年10月27日沖縄県条例第56号)に基づく長期継続契約であり、翌年度以降において当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、当該契約を変更し、又は解除する。

(2) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本通貨とする。

(3) 最低制限価格は設定しない。

(4) 他の詳細については、入札説明書及び仕様書による。